

議案第六十五号

三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することによつて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の  
議決を求める。

昭和五十一年四月二十三日



三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾壹年四月廿三日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「七十円」を「八十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十一年五月一日から施行する。